

審 査 項 目 表

令和3第2回定例会（10月8日） 教育公安委員会

《教育委員会関係》

【所管事項審査関係】

1 教職員の懲戒処分について	
（1）本事案以前における酒気帯び運転の有無について	1
（2）本事案の調査の徹底について	1
（3）教職員の管理監督の徹底について	2
（4）事案発生から今回の報告まで時間を要した理由について	2
（5）被処分者の精神不安の兆候について	2
（6）教職員の相談・サポート体制について	3
（7）被処分者の相談履歴について	3
（8）処分後における被処分者のサポートについて	3
（9）事案発生後の勤務の状況について	3
（10）人事異動に伴う精神不安等の有無について	3
（11）職場内におけるサポート体制について	3
（12）飲酒運転に関するより具体的な対策について	4